

大分県報

令和四年
号外（三九）
六月十七日

（金曜日）

目次

選挙管理委員会告示

参議院大分県選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日………
参議院大分県選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日
等………

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十八号

令和四年七月十日執行予定の参議院大分県選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲
示することができる日をおのり定めた。

令和四年六月十七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

公職の候補者の立候補の届出があった日

大分県選挙管理委員会告示第十九号

令和四年七月十日執行予定の参議院大分県選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録
資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

令和四年六月十七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

令和四年六月二十一日。ただし、年齢要件については、七月十日とする。

二 登録を行う日

令和四年六月二十一日

令和四年六月十七日

大分県報号外（選管委告示）

一